

広島県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年十二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市美土里町北字五木屋一四三三番一 地先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一四五〇番二 地先まで	一三・〇〇〃 六二・三〇〃	一三・〇〇〃 六二・三〇〃	三・四〇〃 ・五〇	二二七・五〇	
	一三・〇〇〃 六二・三〇〃	一三・〇〇〃 六二・三〇〃	三・四〇〃 ・五〇	二二七・五〇	一部拡幅